海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づく くろまぐろ小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づき、 大臣管理漁業である近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁 業における、30キログラム未満のくろまぐろ(くろまぐろ小型魚)の 2019年漁期(第5管理期間、1月1日~12月31日)中の採捕の数量を 公表します。

平成31年3月29日 農林水産大臣

- 近海かつお・まぐろ漁業等の大臣管理量に対する採捕の数量の割合
 89 パーセント(A/B)
 - ※近海かつお・まぐろ漁業等による採捕の数量:55.3 トン(A)近海かつお・まぐろ漁業等の大臣管理量:62.0 トン(B)
- 2. 近海かつお・まぐろ漁業等の漁業者が通常の採捕を行うとした場合 に近海かつお・まぐろ漁業等の大臣管理量の対象となる採捕の数量 が当該管理量を超えると見込まれる時期

平成31年4月頃

(考え方)

- 直近の採捕状況から見込まれる1日あたりの採捕数量0.6トン/日···①
- 残枠

62. $0 + \nu - 55. 3 + \nu = 6. 7 + \nu \cdots 2$

- 超過にかかる日数
 - ②÷① = 11日
- ・従って、数量集計日(3月27日)のおよそ11日後に超過の見込み